

## 水道メーター計量業務委託者募集案内（鳥取地域）

### ■募集要領

1. 委託する業務 水道メーター計量業務
2. 募集人数 1人
3. 募集期間 令和8年2月9日（月）から2月13日（金）まで  
※令和8年2月13日（金）必着  
※所定の応募届でお申し込みください。  
※応募届の確認後に、受付票を送付します。受付票は選考当日にお持ちください。
4. 応募届提出先 下記のいずれかへ提出してください。
- 〒680-1132  
鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局 料金課 料金係  
(TEL 0857-53-7922)
- 〒680-1221  
鳥取市河原町渡一木277番地 鳥取市水道局 南地域水道事務所  
(河原町総合支所 2階) (TEL 0858-76-3118)
- 〒689-0592  
鳥取市青谷町青谷667番地 鳥取市水道局 西地域水道事務所  
(青谷町総合支所 1階) (TEL 0857-85-2526)
5. 応募届提出方法 持参または郵送  
※持参の場合は、午前9時から午後5時まで
6. 選考 (1) 日時 令和8年2月26日（木）午前10時開始  
※受付：午前9時30分から9時50分まで  
(2) 場所 鳥取市水道局（鳥取市国安210番地3）3階会議室  
(3) 方法 面接による  
(4) 結果案内 後日、郵送でお知らせ
7. 委託契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
8. 応募条件 次のいずれにも該当しない人  
(1) 拘禁刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの  
(2) 日本国憲法施行の日後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
9. その他 応募届の確認後、水道局が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

■業務の内容

業務内容	(1)水道メーターの点検 (2)使用水量の計量 (3)水道使用者に対する各種連絡事務 (4)漏水箇所の報告事務 (5)水道使用者からの依頼による諸届け事務 (6)その他計量業務に付随すること ※事務は、パソコンでの文字入力を伴います。																																														
計量に使用する機器	水道局の携帯端末機を使用																																														
業務を行う日	あらかじめ定められた日（定例日）及び水道局が必要と認める日で水道局の開庁日																																														
計量する区域 及び 業務を行う月と件数	鳥取市内の給水区域のうち水道局が指定する地区 ※本市では、2月ごとの定例日に水道メーターの点検を行い、計量した使用水量により水道料金を算定します。  奇数月（約2,800件） <table border="1"> <thead> <tr> <th>定例日</th><th>地区名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5日</td><td>東今在家</td></tr> <tr><td>6日</td><td>桜谷</td></tr> <tr><td>8日</td><td>吉成三丁目</td></tr> <tr><td>9日</td><td>古海</td></tr> <tr><td>12日</td><td>福井・六反田</td></tr> <tr><td>13日</td><td>湖山町北一丁目</td></tr> <tr><td>15日</td><td>緑ヶ丘三丁目</td></tr> <tr><td>16日</td><td>秋里・千代水三丁目</td></tr> <tr><td>19日</td><td>馬場</td></tr> <tr><td>20日</td><td>松並町一丁目</td></tr> <tr><td>23日</td><td>行徳一丁目</td></tr> <tr><td>24日</td><td>栄町・末広温泉町</td></tr> <tr><td>26日</td><td>興南町・南吉方一丁目</td></tr> <tr><td>27日</td><td>中町</td></tr> <tr><td>28日</td><td>茶町・戎町・二階町一丁目</td></tr> </tbody> </table> 偶数月（約3,200件） <table border="1"> <thead> <tr> <th>定例日</th><th>地区名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5日</td><td>大覚寺</td></tr> <tr><td>6日</td><td>叶</td></tr> <tr><td>8日</td><td>卯垣二丁目</td></tr> <tr><td>9日</td><td>良田・本高</td></tr> <tr><td>12日</td><td>美萩野三丁目</td></tr> <tr><td>13日</td><td>湖山町南三丁目・湖山町東一・五丁目</td></tr> </tbody> </table>	定例日	地区名	5日	東今在家	6日	桜谷	8日	吉成三丁目	9日	古海	12日	福井・六反田	13日	湖山町北一丁目	15日	緑ヶ丘三丁目	16日	秋里・千代水三丁目	19日	馬場	20日	松並町一丁目	23日	行徳一丁目	24日	栄町・末広温泉町	26日	興南町・南吉方一丁目	27日	中町	28日	茶町・戎町・二階町一丁目	定例日	地区名	5日	大覚寺	6日	叶	8日	卯垣二丁目	9日	良田・本高	12日	美萩野三丁目	13日	湖山町南三丁目・湖山町東一・五丁目
定例日	地区名																																														
5日	東今在家																																														
6日	桜谷																																														
8日	吉成三丁目																																														
9日	古海																																														
12日	福井・六反田																																														
13日	湖山町北一丁目																																														
15日	緑ヶ丘三丁目																																														
16日	秋里・千代水三丁目																																														
19日	馬場																																														
20日	松並町一丁目																																														
23日	行徳一丁目																																														
24日	栄町・末広温泉町																																														
26日	興南町・南吉方一丁目																																														
27日	中町																																														
28日	茶町・戎町・二階町一丁目																																														
定例日	地区名																																														
5日	大覚寺																																														
6日	叶																																														
8日	卯垣二丁目																																														
9日	良田・本高																																														
12日	美萩野三丁目																																														
13日	湖山町南三丁目・湖山町東一・五丁目																																														

	15日 国府町宮下
	16日 若葉台南二丁目
	19日 紙子谷・香取・祢宜谷
	20日 朝月・上味野
	23日 浜坂・浜坂六丁目
	24日 西品治
	26日 厚丁人町・掛出町・元大工町
	27日 吉方温泉二丁目
	28日 玄好町
委託料（月額）	計量月の翌月の15日（閏序日の場合は前日）に支払い [課税事業者の場合] 基本額等47,300円と、実績額として計量件数に67円を乗じた額の合計 [非課税事業者の場合] 基本額等46,800円と、実績額として計量件数に65円を乗じた額の合計
社会保険の有無	無
その他	業務の遂行に際し必要なもの（個人負担） 1. 発注者との業務上の連絡を確保するための携帯電話

※その他、ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒680-1132

鳥取市国安210番地3

鳥取市水道局 料金課 料金係

TEL 0857-53-7922